

別表（第29条関係）

屋外広告物許可申請手数料

種 別	区 分 お よ び 単 位	手 数 料 の 額	
		照明装置を 使用しない もの	照明装置を 使用するも の
は り 紙	100枚につき	円 400	円 —
はり札その他これに類 するもの	1枚につき	250	—
立看板その他これに類 するものまたは広告旗	1枚または1本につき	400	—
広告板、広告塔または建 物、塀その他の工作物に 直接塗装した広告物	広告表示面積1㎡未満のもの1件につ き	900	1,500
	広告表示面積1㎡以上5㎡未満のもの 1件につき	1,200	2,500
	広告表示面積5㎡以上10㎡未満のも の1件につき	1,700	3,000
	広告表示面積10㎡以上20㎡未満の もの1件につき	3,000	4,400
	広告表示面積20㎡以上30㎡未満の もの1件につき	4,700	6,200
	広告表示面積30㎡以上40㎡未満の もの1件につき	6,400	8,000
	広告表示面積40㎡以上50㎡未満の もの1件につき	8,100	9,800
	広告表示面積50㎡以上60㎡未満の もの1件につき	9,800	11,600
	広告表示面積60㎡以上70㎡未満の もの1件につき	11,500	13,400
	広告表示面積70㎡以上80㎡未満の もの1件につき	13,200	15,200
	広告表示面積80㎡以上90㎡未満の もの1件につき	14,900	17,000
	広告表示面積90㎡以上100㎡未満 のもの1件につき	16,600	18,800
	広告表示面積100㎡以上のもの1件 につき	18,300	20,600
	電柱（街灯柱を含む。） 広告	1個につき	350
広 告 幕	1枚につき	550	—
ア ー チ 広 告	1個につき	3,000	—
気 球 広 告	1個につき	1,000	—

備考

- 1 広告物の表示と掲出物件の設置を同時に行う場合は、1件についての手数料とする。
- 2 掲出物件のみの許可申請があった場合の手数料は、当該掲出物件と類似した種別に係る手数料と同額とする。

- 3 変更または改造に係る許可申請手数料は、この表に規定する額の2分の1の額とする。
- 4 はり紙の枚数が100枚に満たないとき、またははり紙の枚数に100枚未満の端数があるときは、それぞれ100枚とみなす。

屋外広告物講習会手数料

受講手数料	3,700円
-------	--------